

宿泊約款

本約款の適用

第1条

I、当ニューウェルサンピア沼津(以下「当施設」という。)の締結する宿泊契約及びこれに関連する約款はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

宿泊引受の拒否

第2条

I、当施設は、次に該当する場合に宿泊契約の締結に応じないものとします。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 静岡県条例第5条に該当するとき。
- (8) 利用しようとする者が、以下の事由に該当する場合
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下、暴力団等)である場合。
 - ②暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
 - ③法人の場合でその役員のうち暴力団員に該当する者がいる場合。
 - ④他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - ⑤施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行ない、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - ⑥自ら又は第三者を利用して、自身やその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

氏名等の明告

第3条

I、当施設は、予約の申込をお引受するに当たり、その予約の申込者に対して次の事項について記載を求めます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、職業。
- (2) その他、当施設が必要と認めた事項。

予約金

第4条

I、当施設は、予約の申込をお引受した場合には、期限を定めて予定利用料を限度とする予約金の支払を求めることがあります。

II、前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条

I、当施設は、予約の申込者が予約の全部又は一部を解除したときは別表違約金規定により違約金を申受けます。

II、当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

III、前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不着、遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条

I、当施設は、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することができるものとします。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたものと認められたとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払を請求した場合において期限までにその支払がないとき。

II、当施設は、前項の規定により、予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条

I、宿泊者は、宿泊当日当施設のフロントオフィスにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) その他当施設が必要と認めた事項。

チェックアウトタイム

第8条

I、宿泊者が、当施設の客室をあけていただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

II、当施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の利用に応ずることがあります。この場合においては別途追加利用料を申受けます。

営業時間

第9条

I、当施設の各施設の営業時間は次のとおりとします。

- (1) ラウンジ、午前9時より午後5時まで。
- (2) 売店、午前8時より午後9時まで。
- (3) 食堂、朝食:午前7時00分～9時 昼食:午前11時30分～午後2時30分 夕食:午後5時30分～8時30分。

II、第1項の時間は臨時に変更することがあります。

利用料の支払

第10条

I、使用料の支払は、通貨又は当施設が認めた有価証券により、宿泊者の出発の際、又は当施設が請求したとき当施設フロントオフィスにおいて行っていただきます。

II、宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても、利用料は申受けます。

利用規則の厳守

第11条

I、宿泊者は、当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒否

第12条

I、当施設はお引受した宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2) 発条の利用規則に従わないとき。

宿泊にかかる責任

第13条

I、当施設の宿泊にかかる責任は、宿泊者が当施設フロントオフィスにおいて宿泊の登録を行なった時に始まり、出発するため客室をあけた時に終わります。

II、当施設の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に類似の条件による他の宿泊施設をあっ施します。この場合には、客室の提供が断続できなくなった日の宿泊料を含むその後の宿泊料はいただきません。

利用規則

利用者は当施設を利用するにあたり、当施設の施設内において次事項を守っていただきます。

1. 利用者が当施設の施設内において次の行為を行うときは必ず管理者の許可をうけて下さい。
 1. 施設内に特殊な設備をするとき。
 2. 印刷物等を掲示又は配布するとき(会議、研修-資料を除く)。
 3. 火気類を使用するとき(喫煙はその限りでない)。
 4. 施設内において飲食物その他の物品を販売するとき。
2. 危険物を持たないこと。
3. 賭博行為をしないこと。
4. 施設、設備器具を破損もしくは亡失したときは修理及び損害賠償すること。
5. ペット類をセンター内に入れられないこと。
6. 建物内廊下を水着、下着、肌着のまま歩かないこと。
7. その他、管理者の定める注意事項に違反しないこと。

違約金規定

1. 宿泊日の7日以降2日前までに解除したとき
.....基本宿泊料の10%
2. 宿泊日の前日に解除したとき基本宿泊料の30%
3. 宿泊日の当日に解除したとき基本宿泊料の100%